

越前たけふ農業協同組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和4年12月31日までの2年1ヶ月間

2. 内容

目標1：妊娠中および出産後の労働者の健康管理や相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 2 年 12 月～
- ・イントラネットによる職員への制度の周知や情報提供
- ・相談窓口の設置

目標2：男性職員の育児休業の取得率を7%以上にする。

<対策>

- 令和 2 年 12 月～
- ・男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知を行う
- ・育児休業の取得希望者を対象に資料配付・説明

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 2 年 12 月～
- ・イントラネットによる職員への制度の周知